

京都精華大学外国人留学生の在留資格および在籍管理に関する規程

2023年2月13日 制定

(目的)

第1条 この規程は、「京都精華大学学則」第41条第2項および「京都精華大学大学院学則」第33条第2項に基づき、京都精華大学および同大学院(以下「本学」という。)に在籍する外国人留学生の在留資格および在籍管理について定めるものである。

(在留資格)

第2条 本学に在籍する外国人留学生(以下「留学生」という。)は、「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」という。)に定められ、かつ本学で就学するための適切な査証および在留資格を有していなければならない。ただし、休学中であって離日している期間は、この限りでない。

2 留学生が、本学での就学を継続するために、現に有する在留資格を変更することなく、付与された在留期間を超えて、引き続き在留資格を必要とする場合は、出入国在留管理局へ在留期間を更新するための申請を行い、許可を得なければならない。また、在留資格「留学」の在留期間更新については、学生グループにおける所定の手続きを経てから、出入国在留管理局への申請を行わなければならない。

3 本人確認や在留資格の状況等を確認することを目的として、学生グループが旅券、在留カード等の提示または提出を求めた際には、留学生はこれに応じなければならない。

4 留学生は、本学所定の書式による在留カードの情報等を記載した書類を、毎年度指定の期日までに学生グループへ提出しなければならない。また、在留カードの記載内容に変更が生じたときは、その都度速やかに同様に届け出なければならない。

(海外渡航、再入国時の届出)

第3条 留学生は、一時帰国その他の理由で日本国外へ渡航する際、および日本へ再入国する際には、学生グループへ届け出るものとする。

(入学許可の取消し)

第4条 入学後、入管法に定める適切な在留資格を取得できない留学生については、学長が入学許可を取り消すことがある。

(除籍)

第5条 学長は、留学生が次の各号のいずれかに該当するときは除籍する。

- (1) 在留資格を取得するための申請(在留資格認定証明書交付申請等)が許可されなかった場合
 - (2) 在留期間の満了を迎え、在留期間更新が許可されなかった場合、および許可されたことを確認できない場合
 - (3) 資格外活動その他で日本国の法律に違反し、国外退去を命じられた場合
 - (4) 3か月以上所在不明の場合
 - (5) 相当の理由なく長期に渡り日本国外に滞在し、指定された適切な方法で授業へ出席しない場合
- 2 前項第1号から第5号に規定する理由等によって留学生を除籍する場合は、学生生活委員会および教授会の議を経て、学長が行うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学長が相当の理由を認めるときは、当該留学生の除籍の取り消し、または猶予する。

(留学生への指導)

第6条 学生グループは、受け入れを開始、終了する留学生および休学、復学する留学生に対して、在留資格に係る指導を行うものとし、指導を受けた留学生は、適切な手続きを行わなければならない。

2 学生グループは、就学状況が芳しくない留学生に対して、在留資格に係る改善指導を行うものとし、指導を受けた留学生は就学状況の改善に努めなければならない。

3 学生グループは、成績不良により留年し第2項の指導を受けた留学生が、所属する学部または研究科における指導後も就学状況に改善の見込みがなく、在留管理の観点から療養等、就学環境改善のために帰国を要すると判断した場合は、当該学部長または研究科長へ「京都精華大学履修規程」第23条の3第2項に基づく休学及び退学勧奨を求めることがある。

(学費支弁者、緊急時連絡先への連絡)

第7条 学生グループは、留学生が第4条から第6条の各項に該当する場合、または長期欠席や所在不明、その他緊急時において、当該留学生の学費支弁者および緊急時連絡先へ連絡することができる。

(継続就職活動についての推薦状)

第8条 正規課程の留学生が、本学を卒業、修了後に日本国内で就職活動を継続するために必要な在留資格「特定活動」への変更を希望する場合、学生グループにおける所定の手続きを経て、入管法および本学が定める要件を満たす場合に限り、学長は継続就職活動についての推薦状(以下「推薦状」という。)を交付することができる。

2 前項の推薦状交付により在留資格「特定活動」を有している卒業、修了者が、在留期間更新を希望する場合、学生グループにおける所定の手続きを経て、入管法および本学が定める要件を満たす場合に限り、学長は推薦状を交付することができる。

3 学長は、第1項および前項による2回(在留期間は計1年以内)のみ推薦状を交付することができる。

4 学生グループは、第1項および第2項によって推薦状の交付を受けた留学生等に対して、就職活動状況、在留資格および所在確認等について指導を行うものとし、指導を受けた留学生等は、適切な手続きを行わなければならない。

(所轄部署)

第9条 本規程に関する事務は、学生グループが担当する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、「京都精華大学外国人留学生の入国・在留資格および在籍管理に関する規程」「京都精華大学外国人留学生の入国・在留資格および在籍管理規程の運用に関する細則」を廃止し、2023年2月13日に制定し、同日から施行する。